

第3次安城市食料・農業・交流基本計画

(案)

>>目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画の役割	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 安城農業の現状と課題	4
1 農業を取り巻く社会情勢	4
2 安城農業の現状	6
(1) 農家・農業従事者の現状	6
(2) 生産基盤の状況	9
(3) 農業経営体の現状	10
(4) 都市農業の現状	13
3 市民・農業者の意識	15
(1) 市民の意識	15
(2) 農業者の意識	18
4 安城農業の課題整理	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の目指す姿	22
2 計画の基本方針	23
3 計画の体系	24
第4章 食料に関する施策	26
1 食料の安全性の確保など	26
2 地産地消の推進	27
3 食育の推進	28
4 S D G sとの関わり	29
第5章 農業に関する施策	30
1 担い手の育成及び確保	30
2 農地の確保など	32
3 生産の振興	33
4 環境保全型農業の推進	37
5 農業経営の安定	38
6 農村の総合的な振興	39
7 農業団体などへの支援	40
8 S D G sとの関わり	41

<u>第6章 交流に関する施策</u>	42
1 交流の推進	42
2 広域的な交流	43
3 交流推進施設	44
(1) アグリライフ支援センター	44
(2) デンパーク	45
(3) 農業と観光をつなぐ交流拠点	46
4 SDGsとの関わり	47
<u>第7章 計画の達成に向けて</u>	48
1 計画の推進体制	48
2 計画の進行管理	48
3 総合指標と個別指標の一覧	49
コラム	
1 SDGs（持続可能な開発目標）	21
2 食育メイトの活動～食生活を通した健康づくり～	27
3 食品ロス削減のために	29
4 安城で生産されるブランド農産物	31
5 農業の多面的機能を活用した災害対策「水田貯留」	38
6 農業の持続的な発展と食料安全保障	40
7 ふれあい田んぼアート	43
8 安城オリジナルのメニュー・商品開発による農産物の魅力発信	47



1 計画の役割

- この計画は、安城市農業基本条例第11条に基づき、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 今回の「第3次安城市食料・農業・交流基本計画」では、これまで個別に定めていた「安城市食育推進計画」と「安城市都市農業振興ビジョン」を統合し、これまで以上に広く農業行政における指針を示すものとします。

【安城市農業基本条例】

条例では、農業が支える安全で安心な暮らしづくりの実現のために3つの基本理念を掲げており、基本理念の実現を図るために基本的な施策を定めることとしています。

〈食料の供給の在り方に関する基本理念〉

食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることを踏まえ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び災害等の不測の事態への対応にも貢献することを目標として、将来にわたって安全な食料が安定的に供給されなければならない。

〈農業の発展の在り方に関する基本理念〉

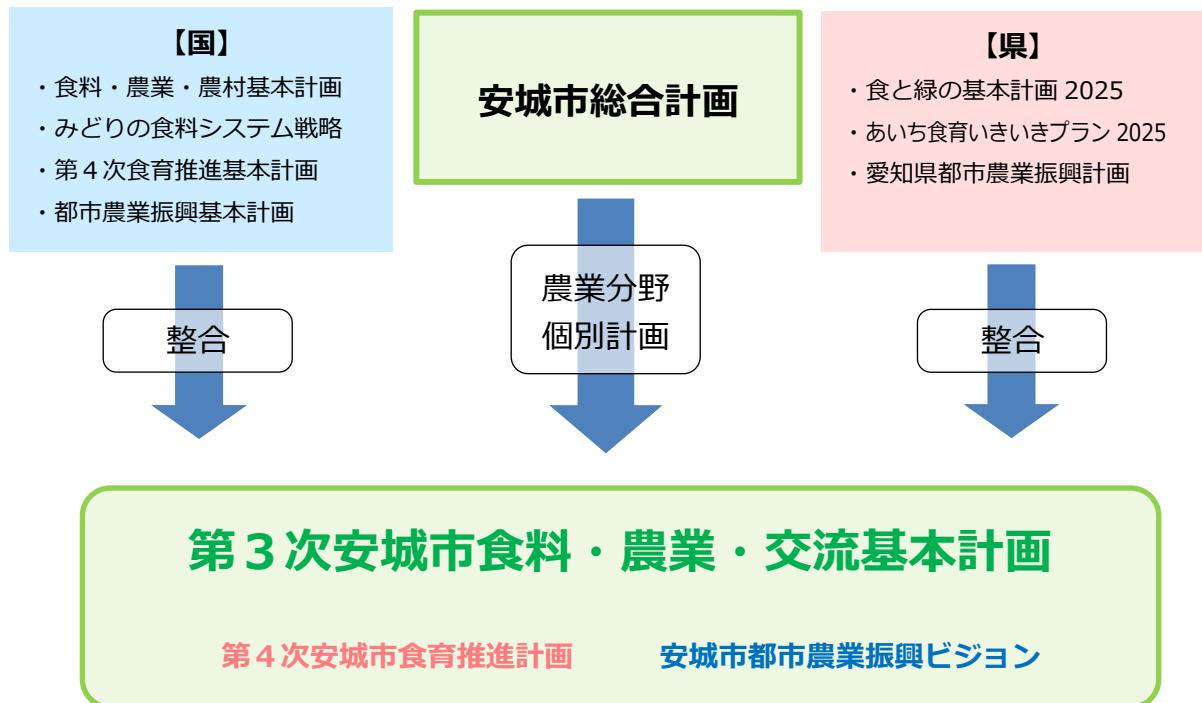
農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全への配慮がされ、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

〈地域住民と農業者との交流等の在り方に関する基本理念〉

地域住民と農業者との交流その他の市民及び組織間の交流は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進するための相互理解及び連携を深める上で欠くことのできないものであることを認識して、積極的かつ継続的に行われなければならない。

2 計画の位置づけ

- この計画の位置づけは、以下に示すとおりです。上位計画である「安城市総合計画」及び国、愛知県の計画と整合を図ります。



3 計画の期間

- この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年度)
安城市	第8次安城市総合計画 (H28～R5)		第9次安城市総合計画 (R6～R13)			
	第2次安城市食料・農業・交流基本計画 (H29～R4※)					
	第3次安城市食育推進計画 (H30～R4)					
	安城市都市農業振興ビジョン (H31～R4)					
国	食料・農業・農村基本計画 (R2～R6)					
	みどりの食料システム戦略 (R3～) ※2050年までの実現目標を設定					
	第4次食育推進基本計画 (R3～R7)					
	都市農業振興基本計画 (H28～) ※期限の定め無し					
愛知県	食と緑の基本計画 2025 (R3～R7)					
	あいち食育いきいきプラン 2025 (R3～R7)					
	愛知県都市農業振興計画 (H29～) ※概ね10年					

※第2次安城市食料・農業・交流基本計画は、第3次安城市食育推進計画との統合に伴い、計画期間の終期を令和3年度から令和4年度へ1年延長しています。



1 農業を取り巻く社会情勢

【1】農業従事者の減少及び高齢化

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者の数は、平成22年約205万人、平成27年約175万人、令和2年約136万人^{※1}と、10年間で約34%の減少という著しい減少傾向にあります。また、その高齢化率も平成22年約61%、平成27年約65%、令和2年約70%^{※2}と年々上昇しており、労働力の確保に大きな影響が懸念されています。こうしたなか、近年は「新規雇用就農者」や「新規参入者」にわずかな増加傾向がみられますが、これは国の担い手確保策の成果が表れているものと考えられます。また、法人などで従業員として農業に従事する人（新規雇用就農者）の増加は、就農における選択肢が拡大された結果とも考えられます。農業経営体が減少している反面、農業法人は増加傾向にあることからも、営農や就農の形が変わってきたことがわかります。

※ 農林業センサスより。ただし、平成22年・27年は販売農家のみの数値、令和2年は個人経営体のみの数値。

【2】不測の事態に備えた食料安全保障

- 我が国の食料自給率は、カロリーベース^{※1}、生産額ベース^{※2}とともに低下傾向にあります。食料は、人間の生命の維持と生活に必要不可欠なものであり、安定的な供給を確保する必要がありますが、海外への依存には様々な輸入リスクを伴います。世界的な人口増加による食料不足、気候変動による輸出国の生産減少、国際価格の高騰、政情不安による禁輸措置など、世界の食料事情は不安定な要素が多く、将来に渡り確実に輸入し続けられる保証はありません。不測の事態に備え、国内の農業生産の維持・増大を図り、日頃から食料自給率を高める取組が必要とされています。

※1 カロリーベース：生命と健康の維持に不可欠なエネルギーで表した自給率

※2 生産額ベース：経済的価値に着目し金額に換算して表した自給率

【3】新たな日常への対応や価値観の多様化

- 食生活の欧米化や外食・中食の増加など、ライフスタイルや食に関する価値観は近年多様化してきました。こうしたなか、伝統的な食文化の衰退や農業への理解は低下し、食と農の関わりは希薄になっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、命を脅かすだけでなく、移動や交流の制限など生活様式にも大きな影響を与えています。新たな日常への対応は、人との交流や食のあり方を見つめ直す契機にもなっており、国民の心身の健康や豊かな人間性の形成、食と農のつながりを深めるために、食育や地産地消の推進は重要度を増しています。

【4】農業の生産力強化・成長産業化

- 人口減少による国内市場の縮小、生産資材価格の高騰、輸入農産物の増加による価格競争の激化などが、農業経営に大きな影響を与えています。担い手の不足や高齢化により労働力も低下するなか、農業の生産力を強化し、かつ成長産業とするため、国は担い手への農地の集積・集約化、高収益作物の導入、6次産業化の推進など、強い農業づくりを進めています。また、近年は農業の分野においても、デジタル技術を活用したスマート農業の活用が進められ、生産性向上に効果を発揮するものと期待されています。

【5】農業生産基盤の継承

- 令和4年5月に発生した明治用水頭首工での大規模漏水は、安城市をはじめとするこの地域の農業に大きな影響を与え、明治用水をはじめとする農業生産基盤の大切さを再認識するところとなりました。先人たちの努力によりもたらされた農業水利や農地は、農業生産における基礎的な資源となります。生産性向上のため、ほ場区画の大型化や老朽化する農業用水路の維持管理などに適切に対応し、良好な農業生産基盤を次世代へつないでいく必要があります。

【6】持続可能な発展のための取組

- 自然や生態系の力を巧みに引き出して行われる農業において、自らの活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、持続的な発展のために不可欠となります。世界的にSDGsやカーボンニュートラルへの取組が加速するなか、農業や食品の製造・消費においても、農薬や化学肥料の低減、食品ロスの削減などにより環境負荷の軽減を図り、自然と調和した活動を行うことが求められています。

2 安城農業の現状

(1) 農家・農業従事者の現状

① 農家数

- 令和2年の安城市の農家数は1,660戸で、このうち販売農家は799戸、自給的農家は861戸となっています。農家数は減少しており、平成22年からの10年間で678戸減少しています。

(各年2月1日現在 単位：戸、%)

年次	農家数						自給的農家			
	総数	販売農家				第1種				
		総数	専業	兼業						
				第1種	第2種					
平成22年	2,338	1,436 (100.0)	232 (16.2)	233 (16.2)	971 (67.6)	—	902			
平成27年	2,028	1,123 (100.0)	325 (28.9)	139 (12.4)	659 (58.7)	—	905			
令和2年	1,660	799	—	—	—	—	861			

出典：農林業センサス ※2020年農林業センサスの調査体系変更により、横線は調査未実施

<用語の定義>

農家：経営耕地面積が10a以上 の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯

販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

②経営体数

- 令和2年の農業経営体数は822で、うち個人経営体が811となっています。経営体数も減少傾向にあり、平成22年からの10年間で649減少しています。

(単位：経営体)

年次	農業経営体			
	総数	個人経営	団体経営	法人経営
平成22年	1,471	1,456	15	11
平成27年	1,154	1,144	10	10
令和2年	822	811	11	11

出典：農林業センサス

<用語の定義>

農業経営体：農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1) 経営耕地面積が30a以上、(2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350m²、搾乳牛1頭等）、(3) 農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの

③主副業別経営体数・販売農家数

- 令和2年の個人経営体811のうち、農業を主業としている経営体は200(24.7%)となっています。

(単位：経営体、%)

年次	計	主業		準主業		副業的
		65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる	
平成22年	1,436 (100.0)	274 (19.1)	245 (17.1)	308 (21.4)	164 (11.4)	854 (59.5)
平成27年	1,123 (100.0)	253 (22.5)	228 (20.3)	152 (13.5)	85 (7.6)	718 (63.9)
令和2年	811 (100.0)	200 (24.7)	191 (23.6)	100 (12.3)	56 (6.9)	511 (63.0)

出典：農林業センサス ※平成22年・27年は販売農家数、令和2年は個人経営体数

<用語の定義>

主業：世帯所得の50%以上が農業所得で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる

準主業：世帯所得の50%未満が農業所得で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる

副業的：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない

④農業従事者数等

- 令和 2 年の個人経営体の農業従事者数は 2,032 人、基幹的農業従事者数は 1,278 人となっています。農業従事者数、農業就業人口、基幹的農業従事者数はいずれも減少傾向にあり、いずれの平均年齢も増加傾向にあります。令和 2 年の基幹的農業従事者の平均年齢は 67.5 歳となっています。

(各年 2 月 1 日現在 単位：人、歳)

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農業従事者数	5,351	4,138	3,063	2,032
平均年齢	57.6	58.9	61.1	63.7
農業就業人口	3,397	2,492	2,086	—
平均年齢	63.1	65.2	66.3	—
基幹的農業従事者数	2,302	2,047	1,876	1,278
平均年齢	64.0	66.0	67.3	67.5

出典：農林業センサス ※平成 27 年までは販売農家のみの数値、令和 2 年は個人経営体のみの数値、横線は調査未実施

＜用語の定義＞

農業従事者：15 歳以上の世帯員で、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者

農業就業人口：農業従事者のうち、自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

(2) 生産基盤の状況

① 農地面積

- 令和3年の農地面積は3,639haとなっており、市街化区域、市街化調整区域ともに減少しています。

(各年1月1日現在 単位: ha)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
市街化区域	35	29	26	25	22
市街化調整区域	3,696	3,657	3,642	3,630	3,617
合計	3,731	3,686	3,668	3,655	3,639

資料提供：資産税課

② 経営耕地面積

- 令和2年の経営耕地面積は3,101haで、このうち田が9割以上の2,864haを占めています。

(各年2月1日現在 単位: ha、%)

年次	総数(ha)	田	畠	樹園地
平成22年	3,372 (100.0)	3,045 (90.3)	213 (6.3)	114 (3.4)
平成27年	3,093 (100.0)	2,830 (91.5)	176 (5.7)	87 (2.8)
令和2年	3,101 (100.0)	2,864 (92.4)	154 (5.0)	83 (2.7)

出典：農林業センサス

＜用語の定義＞

経営耕地：農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畠）のことで、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計

③ 農用地区域面積

- 令和3年の農用地区域面積は3,585haとなっています。農地面積、経営耕地面積と同様に減少しています。

(各年2月1日現在 単位: ha)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農用地区域面積	3,649	3,628	3,617	3,612	3,585

資料提供：資産税課

(3) 農業経営体の現状

①組織形態別〈農業経営体数〉

- 令和2年の農業経営体 822 を組織形態別でみると、法人化率は 1.3%となっています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	総数	法人化している経営体	法人化していない経営体
農業経営体数	822 (100.0)	11 (1.3)	811 (98.7)

出典：農林業センサス

②経営耕地面積規模別〈農業経営体数〉

- 経営耕地面積別でみると、「1.0ha未満」が 63.7%で最も数多くなっています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	総数	経営耕地なし	1.0ha未満	1.0～3.0ha	3.0～20ha	20～100ha	100ha以上
農業経営体数	822 (100.0)	9 (1.1)	524 (63.7)	215 (26.2)	27 (3.3)	46 (5.6)	1 (0.1)

出典：農林業センサス

③農産物販売金額規模別〈農業経営体数〉

- 農産物の販売金額別でみると、「50～500万円」が 41.4%で最も多く、次いで「50万円未満」が 25.3%となっており、これらと「販売なし」を合わせた「500万円未満」の経営体が 74.1%を占めています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	総数	販売なし	50万円未満	50～500万円	500～1,000万円
農業経営体数	822 (100.0)	61 (7.4)	208 (25.3)	340 (41.4)	62 (7.5)

1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円以上
100 (12.2)	30 (3.6)	15 (1.8)	6 (0.7)

出典：農林業センサス

④経営形態別〈農業経営体数〉

- 経営形態別でみると、販売している農業経営体 761 のうち、単一経営は 614、準單一複合経営は 99、複合経営は 48 となっています。部門別では、単一経営では「稻作」、「果樹類」、「露地野菜」、「施設野菜」が多く、準單一複合経営では「露地野菜が主位のもの」、「果樹類が主位のもの」、「稻作が主位で 2 位が麦類作」、「稻作が主位で 2 位が果樹類」が多くなっています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	単一経営 総数	稻作	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜
単一 経営	614 (100.0)	279 (45.4)	2 (0.3)	3 (0.5)	8 (1.3)	80 (13.0)	65 (10.6)

果樹類	花き・ 花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏
134 (21.8)	34 (5.5)	1 (0.2)	3 (0.5)	3 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)

区分	準單一複合経営						
	準單一 複合経営 総数	稻作が主位部門で 2 位が					
		小計	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	露地 野菜	果樹類	その他の 作物
準單一 複合経営 及び複合 経営	99 (100.0)	38 (38.4)	15 (15.2)	4 (4.0)	6 (6.1)	12 (12.1)	1 (1.0)

準單一複合経営							複合 経営 総数
工芸 農作物 が主位 のもの	露地 野菜が 主位の もの	施設 野菜が 主位の もの	果樹類 が主位 のもの	花き・ 花木が 主位の もの	その他 作物が 主位の もの	肉用牛 が主位 のもの	
1 (1.0)	22 (22.2)	9 (9.1)	18 (18.2)	2 (2.0)	3 (3.0)	1 (1.0)	48

出典：農林業センサス

<用語の定義>

単一経営：主位部門の販売金額が 8 割以上の経営

準單一複合経営：主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営

複合経営：主位部門の販売金額が 6 割未満の経営

⑤経営形態別〈認定農業者数〉

- 令和4年の認定農業者数は、140（個人130人、法人10）となっています。営農類型別では、「稻作」(23.6%)が最も多く、次いで「施設野菜」、「稻作+施設野菜」、「その他複合経営」となっています。

(令和4年4月1日現在 単位：人、%)

営農類型		認定農業者数	構成比
単一経営	稻作	33 <4>	23.6
	露地野菜	5	3.6
	施設野菜	23	16.4
	果樹類	5	3.6
	施設花き・花木	10	7.1
	酪農	2	1.4
	肉用牛	2 <2>	1.4
	養豚	1 <1>	0.7
	養蜂	1	0.7
	工芸農作物	1	0.7
小計		83 <7>	59.3
複合経営	稻作+露地野菜	7	5.0
	稻作+施設野菜	16	11.4
	稻作+果樹類	8	5.7
	稻作+施設花き・花木	1	0.7
	稻作+肉用牛	0	0.0
	稻作+養鶏	1	0.7
	稻作+その他作物	2 <1>	1.4
	露地野菜+その他	2	1.4
	施設野菜+その他	3	2.1
	施設花き・花木+その他	1	0.7
	その他複合経営	16 <2>	11.4
	小計	57 <3>	40.7
合計		140 <10>	100.0

資料提供：農務課

※<>は法人数。四捨五入の関係で構成比の積上げと小計及び合計は一致しない。

<用語の定義>

認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、5年後の農業経営改善計画を作成し、市町村の基本構想に照らし適切であるものとして市長の認定を受けた者

⑥年代別〈認定農業者数〉

- 令和4年の認定農業者（法人を除く。）を年代別でみると、「50歳代」(33.6%)が最も多くなっています。

(令和4年4月1日現在 単位：人、%)

区分	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
認定農業者数	0 (0.0)	9 (6.9)	29 (22.1)	44 (33.6)	31 (23.7)	16 (12.2)	2 (1.5)	131 (100.0)

資料提供：農務課 ※ただし、法人を除き、共同申請者は代表者計上

(4) 都市農業の現状

①市街化区域内農地面積

- 市街化区域内の農地は都市化とともに減少しており、令和3年時点(22ha)では18年前(平成15年、124ha)の5分の1未満となっています。生産緑地は、累計35haが指定されましたが、行為制限の解除等が進み、令和3年時点の指定面積は14.2haとなっています。

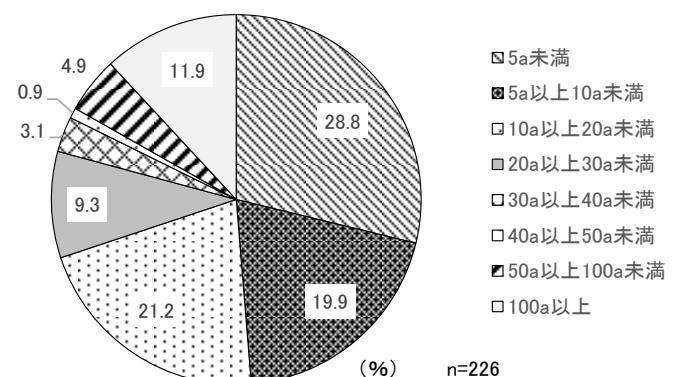
(各年3月31日現在 単位：ha)

区分	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和3年
市街化区域内農地面積	124	75	50	29	22
うち生産緑地	29.8	22.5	18.3	15.8	14.2

資料提供：資産税課、都市計画課

②所有している農地面積

- 都市農業者が都市農業の対象区域において所有している農地面積は、5a未満が最も多く、10a未満が約半数となっており、小規模農地が多い状況です。

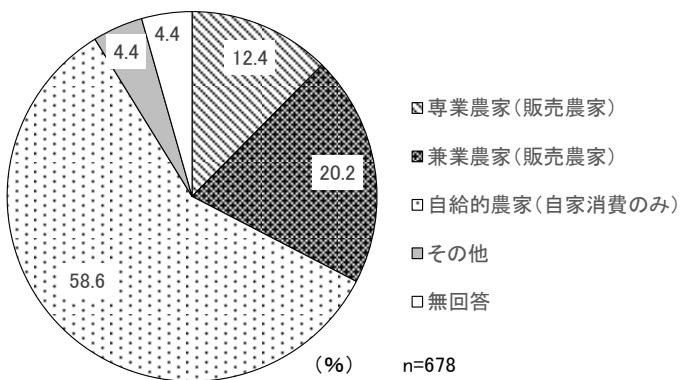


資料：安城都市農業に関するアンケート(平成30年)

※市街化区域内農地の面積

③農家形態

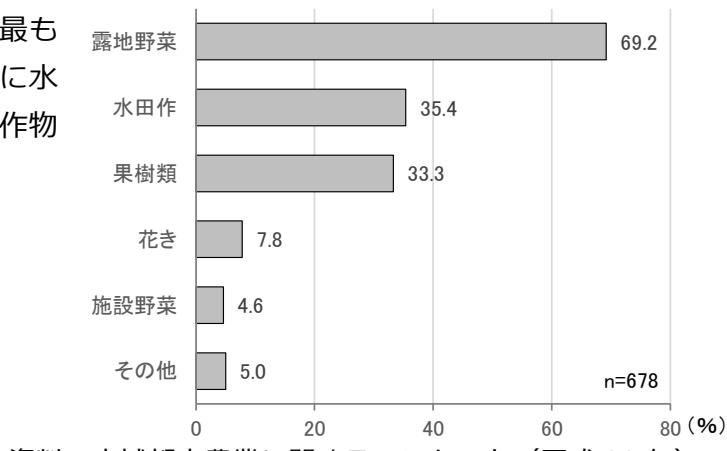
- 都市農業の対象区域内の耕作者のうち、販売農家は3割強、自給的農家は6割弱となっています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

④栽培作物

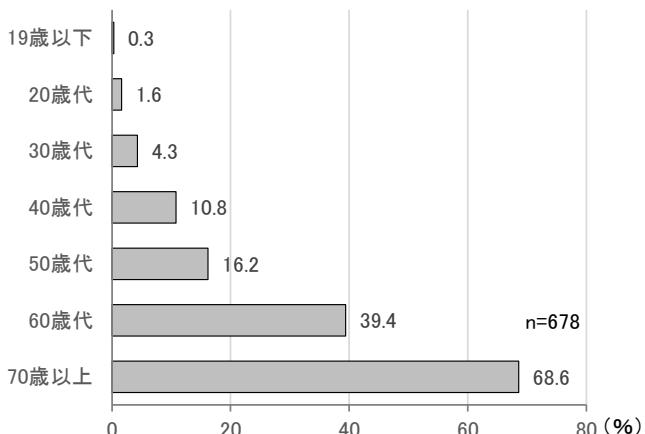
- 栽培作物は、露地野菜が最も多く栽培されており、他に水田作、果樹類等、多様な作物が栽培されています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

⑤農業従事者の年齢

- 都市農業の農業従事者の年齢は 70 歳以上が最も多く、次いで 60 歳代が多くなっており、高齢者が中心となって従事しています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

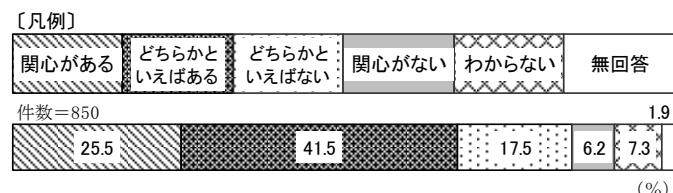
※各世帯における年代別の農業従事者の有無について回答しているため、回答率の合計が 100% を超えています。

3 市民・農業者の意識

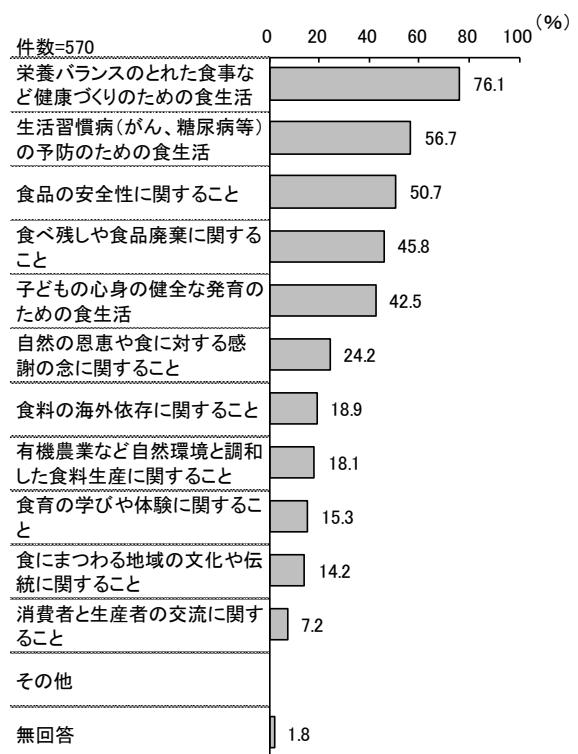
(1) 市民の意識（令和4年2月「安城市の食と農を考える市民アンケート調査」より）

<食育について>

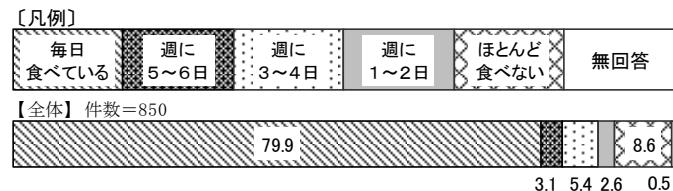
食育に关心があるか



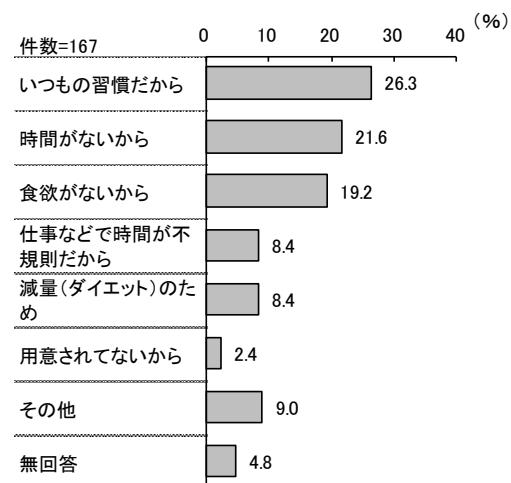
食育について関心のあること



ふだん朝食を食べているか



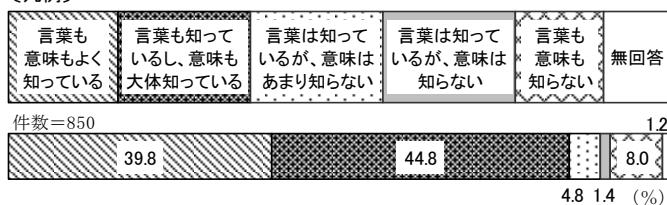
朝食を食べない理由



<地産地消について>

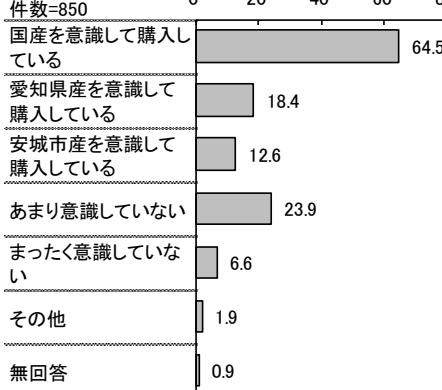
地産地消という言葉や意味を知っているか

[凡例]

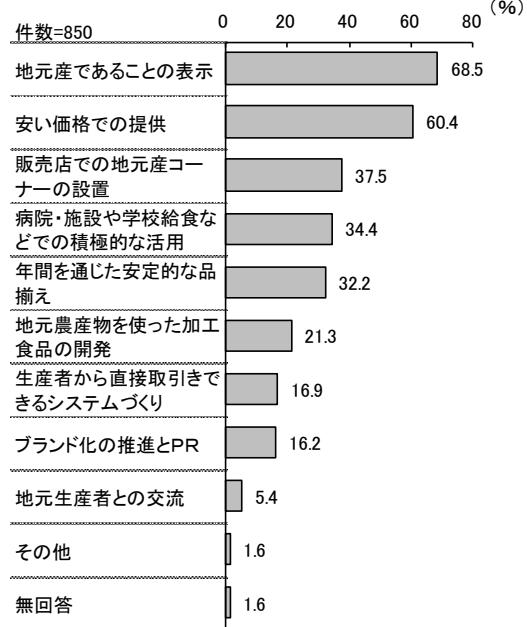


農林水産物の产地を意識して購入しているか

件数=850 0 20 40 60 80 (%)



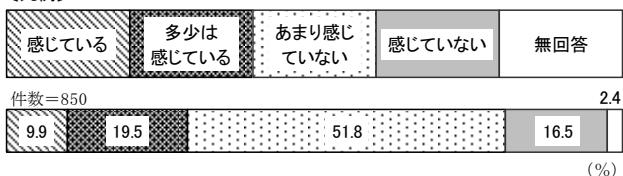
地産地消の推進に必要なこと



<食の安全性について>

国産の食品に不安を感じているか

[凡例]



輸入した食品に不安を感じているか

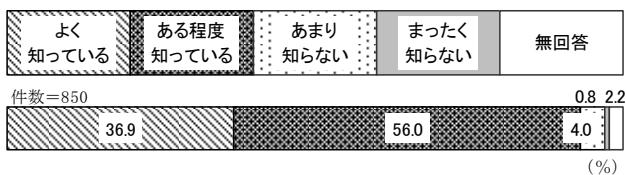
[凡例]



<食品ロスについて>

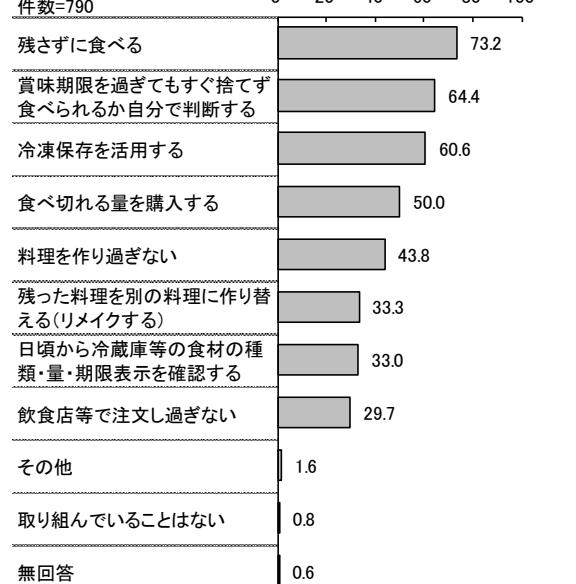
食品ロスが問題であることを知っているか

[凡例]



食品ロスを減らすために取り組んでいること

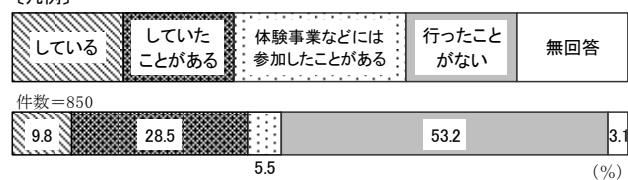
[凡例]



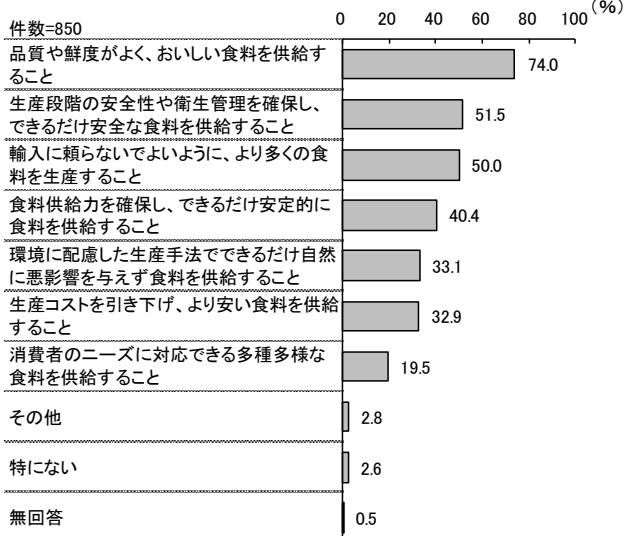
<農業について>

農作業や農業体験などを行ったことがあるか

[凡例]

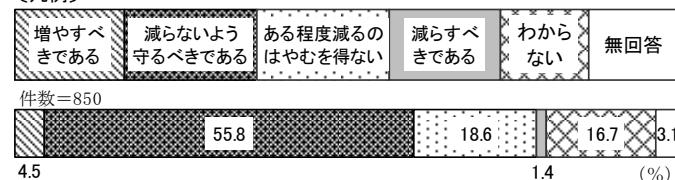


農業に期待していること



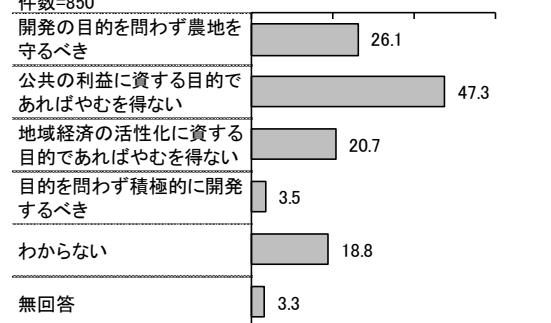
市内の農地についてどう考えるか

[凡例]

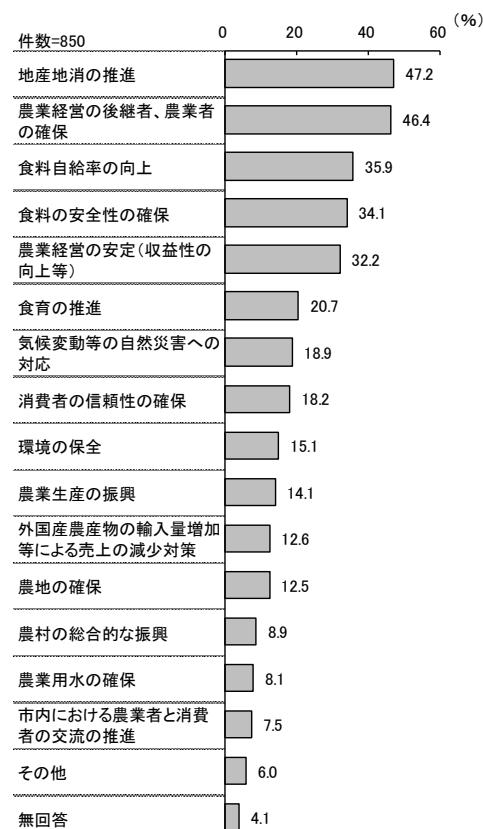


市内の農地の減少傾向をどう考えるか

件数=850

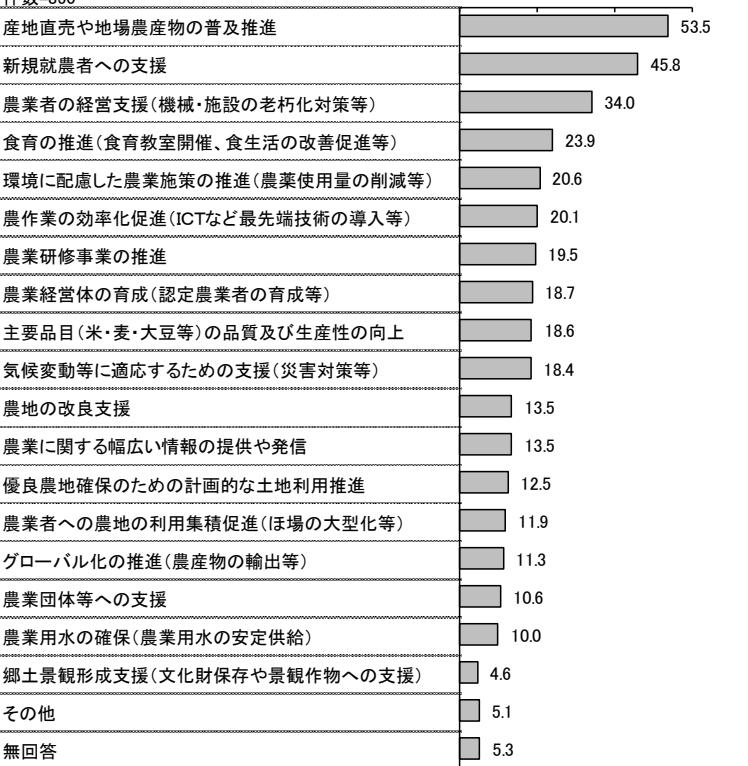


市の農業の課題は何か



市の農業の課題の対策に必要な施策は何か

件数=850

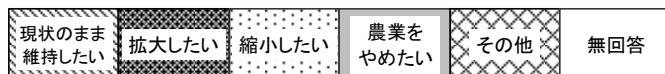


(2) 農業者の意識（令和4年2月「安城市の農業に関する農業者アンケート調査」より）

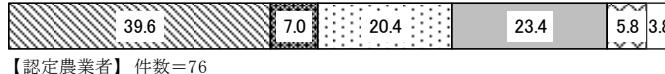
<農業経営について>

10年後の農業経営についてどのように考えるか

〔凡例〕



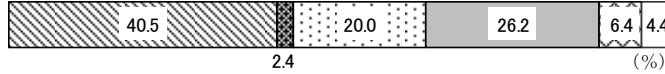
【全体】 件数=530



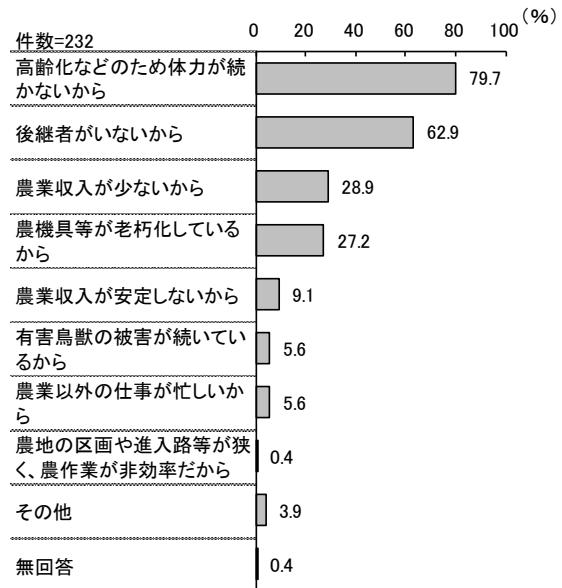
【認定農業者】 件数=76



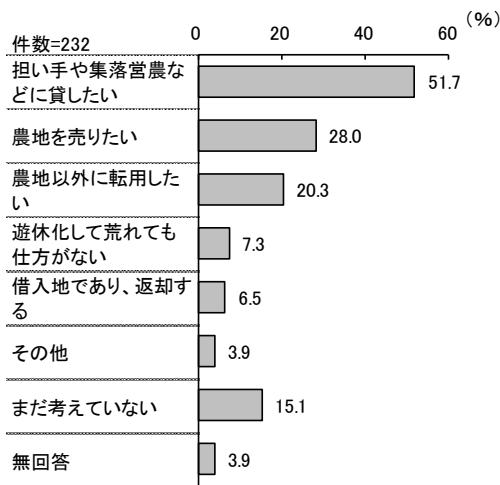
【耕作者】 件数=454



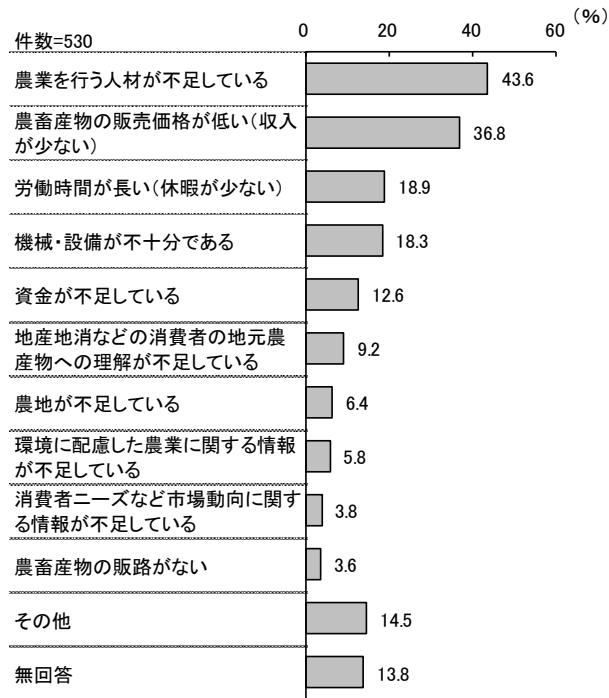
農業を「縮小」または「やめたい」理由



耕作しなくなる農地をどうしたいか

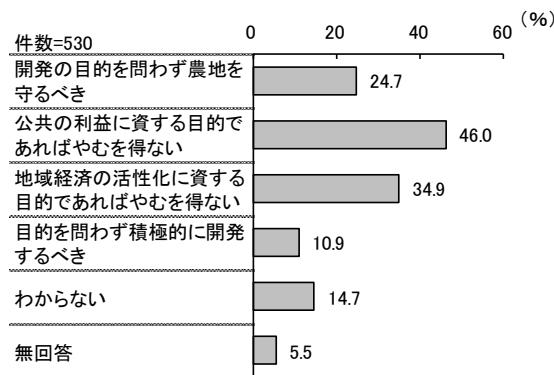


農業経営で感じている問題は何か

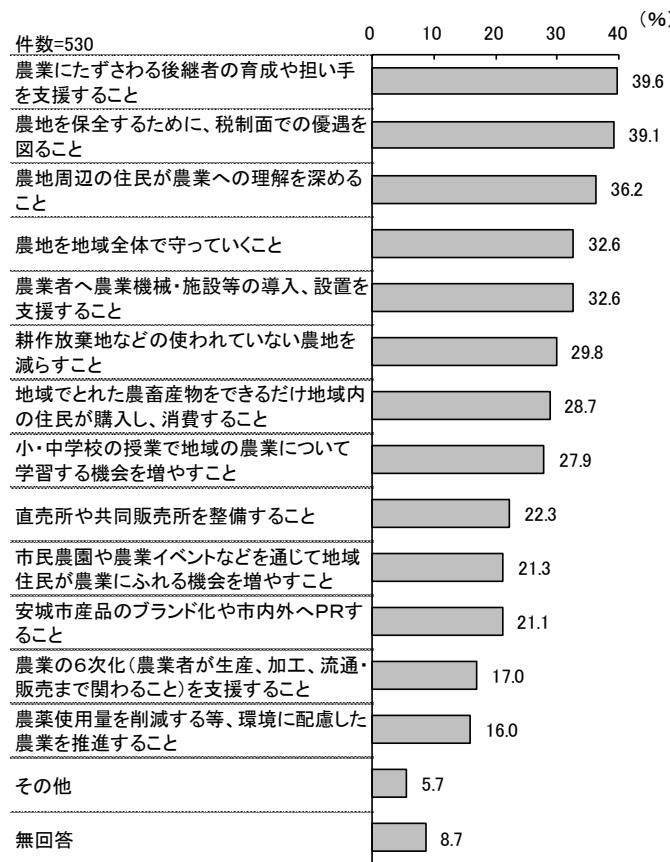


<農業振興について>

市内の農地の減少傾向をどう考えるか



農業を続けるために必要な支援策は何か



4 安城農業の課題整理

社会情勢や安城農業の現状、市民・農業者の意識を踏まえ、食料・農業・交流の項目ごとに課題を整理しました。

項目	現状の整理	課題
食 料	<p>○社会情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料の海外依存が高まる中での食料安全保障の確保 ○ライフスタイルや食に関する価値観の多様化 ○食と農の関わりの希薄化 ○環境問題への世界的な取組 ○新たな日常への対応 <p>○市民の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育への高い関心 ○健康づくり・疾病予防のための食生活を重視 ○国産食料の安全性への高い信頼 ○地元農産物購入への意識が低い ○おいしく安全な食料供給への高い期待 ○食品ロスへの高い関心 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な地元農産物の継続的な提供 ●地元農産物への理解促進 ●価値観の多様化や生活様式の変化への対応 ●食を通じた健全な生活の実現 ●環境に配慮した消費の推進
農 業	<p>○社会情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業従事者の減少と高齢化 ○雇用就農者や企業参入など就農における選択肢の拡大 ○農地の集積・集約やスマート農業の活用 ○農業生産基盤の老朽化 ○環境問題への世界的な取組 <p>○安城農業の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農家数・農業経営体の減少と農業従事者の高齢化 ○農地面積の減少 ○担い手への農地の集積・集約が進む ○小規模な経営体の多さと多様な経営形態 ○農業経営体の法人化率が低い <p>○市民・農業者の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業経営の縮小・離農意向が高い ○人材不足と農畜産物の販売価格の低さ、労働時間の長さを農業経営の課題と感じている ○農地保全への高い意向 	<ul style="list-style-type: none"> ●後継者や新規就農者などの確保・育成 ●意欲ある農業者の生産力強化 ●農業生産基盤の整備と適切な維持管理 ●多様な人材や経営形態による農業経営への支援 ●環境と調和した持続可能な農業の推進
交 流	<p>○社会情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業や農村への関心や理解の低下 ○新型コロナウイルス感染症による移動や交流の制限 <p>○市民・農業者の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の約半数が農作業・農業体験などを未経験 ○農地周辺住民の農業への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業とのふれあいの機会の提供 ●農業への理解促進や安城農業の魅力発信 ●農業者と市民、市民同士などの交流促進

コラム：SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示されています。

貧困や格差、持続可能な消費や生産、気候変動など国際的な課題は、開発途上国だけでなく先進国も含めすべての国が取り組む必要があります。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現のため、すべての人が、それぞれの立場から広範囲な課題の解決に向けて行動することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画と特に関連が深い目標】



- 「2. 飢餓をゼロに」
- 「8. 働きがいも経済成長も」
- 「9. 産業と技術革新の基礎をつくろう」
- 「11. 住み続けられるまちづくりを」
- 「12. つくる責任つかう責任」
- 「13. 気候変動に具体的な対策を」
- 「17. パートナーシップで目標を達成しよう」

第

3 章 計画の基本的な考え方



整理した課題を踏まえ、基本的な考え方となる、計画の目指す姿と計画の基本方針を定めます。

1 計画の目指す姿

日本デンマークの継承と 新時代を拓く安城農業の実現

「日本デンマーク」という呼び名は、近年「かつて」を付けて語られることが多くなっています。奇しくも、令和4年5月に明治用水頭首工で発生した大規模漏水は、私たちに明治用水をはじめとする農業生産基盤の大切さを再認識させるとともに、本市の農業について考える契機となりました。

安城が世界的な農業国デンマークに例えられたのは、農業近代化への取組を全国に先駆けて行ったためです。先人たちは、経済不況や農村振興への対応が課題となるなか、経営の多角化や組織的な共同経営により、農産物の価値向上や販路拡大、経営の合理化を行うなど、新しいことに挑戦して時代を切り拓いてきました。また、農業教育の普及による人材育成や農民の健康保持のための組合病院設立など、農業とともに豊かな暮らしを築いてきたことも忘れてはなりません。

そしていま、本市の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や経営環境の悪化などにより、厳しさを増しています。また、社会全体においても健康寿命の延伸や食料の安全性、環境問題への取組などが重要視されるなか、農業が果たす役割は今まで以上に大きくなっています。

こうした様々な課題に、先人たちのような開拓者精神を持って立ち向かい、農業の持続的な発展と幸せな市民生活を実現するため、本計画の目指す姿を、「日本デンマークの継承と新時代を拓く安城農業の実現」とします。

2 計画の基本方針

計画の目指す姿を踏まえ、食料・農業・交流に関する基本方針を設定します。

<1 食料に関する基本方針>

「農業の恵みを享受し農業を支える市民生活の実現」

- 私たちの命の源である食料について、安全・安心でおいしい地元農産物が提供されるよう、農業者が生産工程を適切に管理する取組などを促進します。また、市民が安全・安心な食料を自ら選択できるよう、食の安全に関する知識の普及や理解の促進に取り組みます。
- 価値観や生活様式が変化するなかでも、市民一人ひとりが健全な生活を送り、豊かな人間性を育むことができるよう、農業が身近にある利点を活かしながら食育と地産地消を推進します。また、市民の積極的な地元農産物の選択や環境に配慮した行動を促進し、農業を支える仕組みを作ります。

<2 農業に関する基本方針>

「活力ある農業経営基盤の構築と持続可能な農業の推進」

- 認定農業者など意欲ある農業者の生産力向上のため、優良農地の確保や農地の集積・集約、ほ場区画の大型化、老朽化が進む農業用排水路の適切な維持管理などを行い、良好な生産基盤を整備します。また、所得増大や経営安定化、スマート農業の活用による生産性向上のための取組を支援するとともに、青年の新規就農や定年帰農の促進、農業経営法人化の推進により、多様な担い手の育成を図ります。さらには、地域が一体となって農地や労働力の集約、生産技術の向上に取り組むよう農業団体などを支援し、活力ある農業経営基盤の構築を目指します。
- 農地から河川への汚泥流出の抑制や農業における温室効果ガス削減に向けた取組を支援し、環境負荷の軽減を図ります。また、農業が持つ、水源かん養、良好な景観の形成、教育・文化伝承の場などの多面にわたる機能が十分に発揮されるよう取り組むことで、農業の持続的な発展のみならず、魅力ある自然環境、生活環境づくりに寄与します。

<3 交流に関する基本方針>

「農業を核とした交流促進と農業資源を活用した安城農業の活性化」

- 安城農業が持つ魅力を発信するとともに、農業とのふれあいの機会を提供し、市民の農業への理解や農業者と市民、市民同士などの相互交流を促進します。
- 地元農産物やデンパークなどの農業資源と観光資源をつなぐことで関係人口の創出・拡大や広域的な交流を促進し、安城農業の活性化を図ります。

3 計画の体系

【目指す姿】

【項目】

日本一マンマークの継承と
新時代を拓く安城農業の実現

食 料

食料の安全性の確保など

地産地消の推進

食育の推進

農 業

担い手の育成及び確保

農地の確保など

生産の振興

環境保全型農業の推進

農業経営の安定

農村の総合的な振興

農業団体などへの支援

交 流

交流の推進

広域的な交流

【単位施策】

【個別施策】

食料の安全性の確保など	GAP 手法などの導入促進、家畜伝染病の予防、農産物の生産情報の発信、食の安全に関する情報の提供
地元農産物の普及促進	産地直売の推進、地元産食材の利用促進、地元農産物の P R、学校給食における地元農産物の利用促進、デンパークにおける地元農産物の使用及び販売
地元農産物を活用した商品開発などの推進	産・官・学が連携した農産物加工品開発の推進、6 次産業化の推進
普及・啓発活動の推進	ライフステージなどに応じた活動の推進、食育推進団体などの養成及び支援、若い世代への食育の啓発、安城の特質や三河地域の食文化の普及促進
健全な食生活の実践	食生活の改善支援、食に関する指導
環境に配慮した食生活の推進	食品ロスの削減、食品廃棄物の削減

地域の中核となる担い手の育成	認定農業者の育成、法人化の推進や円滑な経営継承の推進、家族経営協定の推進
新規就農者の育成	就農相談の充実、認定新規就農者の育成、新規就農者の受入及び定着支援
多様な担い手の育成	女性が能力を発揮できる環境づくりの推進、多様な人材や主体の活用促進、畑・樹園地の利用促進及び担い手の育成
農業生産基盤整備の推進	ほ場の大型化、優良農地の保全、農地をたん水から守るための排水機の維持管理、水源かん養林の保全、農業用水路の耐震化及び保全
農地の利用集積の促進	納稅猶予地の利用権設定の促進、農地利用集積の促進、地域計画の推進
産地活性化の推進	農地の高度利用の促進、作物の新品種・技術の普及促進、廃園農家の園地などの継承支援、特産果樹に係る生産の振興
新しい技術やアイデアを活用した生産の振興	スマート農業の推進、農業イノベーションの創出促進
品目別の生産振興	品目別の生産振興
環境と調和した持続可能な農業の推進	農薬・化学肥料の使用量の低減、環境に配慮した水稻直播の推進、せん定枝リサイクルの推進、廃プラスチックの排出抑制
農業経営体の育成及び支援	農業経営体への支援、経営所得安定対策の推進、研修会などの開催、地元農産物のブランド化及び販路拡大
地域の特性を生かした農村環境の整備	農地などが持つ多面的機能を保全する活動への支援、市民農園の開設支援、緑道などの維持管理、市街化調整区域の環境保全・改善、農地を活用した災害対策の推進
農業団体などへの支援	集出荷体制整備の支援、農用地利用改善組合の活動支援、生産部会の支援、土地改良団体などの支援

農業への理解の促進	安城農業の魅力発信、学校給食における地元農産物使用情報の発信、企画展などの実施、学校での農業学習の推進
ふれあいと交流の促進	交流機会の創出、農のある暮らしの普及促進、学校・保育所での農業体験の推進
広域的な交流の推進	デンパークを活用した交流の促進、ふれあい田んぼアートの支援、農業と観光をつなぐ交流拠点の創出

第

4 章 食料に関する施策



1 食料の安全性の確保など

【施策方針】

- 生産段階における食料の安全性を確保するため、農業者が生産工程を適切に管理する取組などを促進します。
- 農産物の生産や食の安全に関する情報共有などによるリスクコミュニケーションを推進し、消費者と生産者の信頼関係構築を図ります。

【施策内容】

ア 食料の安全性の確保など

個別施策名	施策内容	担当課
①GAP 手法などの導入促進	あいち中央農業協同組合（以下、JA）及び愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課（以下、県普及課）と連携を図り、消費者の食に対する信頼を確保するため、GAP（ギャップ）手法の導入を促進します。	農務課
②家畜伝染病の予防	安全・安心な畜産物生産のために、衛生対策や家畜の疾病・伝染病予防のための取組を支援します。	農務課
③農産物の生産情報の発信	J A 及び農業者と連携し、生産履歴の管理や農薬使用基準の遵守などにより適切に生産された農産物の安全性に関する情報の発信を強化し、消費者の信頼向上を図る取組を促進します。	農務課
④食の安全に関する情報の提供	消費生活団体と連携を図り、引き続き消費生活展を開催し、食の安全をはじめとした農産物の情報を提供します。	商工課

2 地産地消の推進

【施策方針】

- 産地直売の推進や地元農産物の魅力を発信し、地元農産物の消費拡大を図ります。
- 地元農産物を使った料理の提供や加工品の販売などにより、地元農産物の利用を促進します。

【施策内容】

ア 地元農産物の普及促進

個別施策名	施策内容	担当課
①産地直売の推進	地産地消実践の場として、今後も引き続き JA と連携し産直施設の充実を図ります。 また、生産者が中心となり実施する産直市や各種イベントでの出張販売などを支援します。	農務課
②地元産食材の利用促進	J A をはじめとした生産者や観光協会、市内事業者などと連携を図り、安城独自の土産品やメニュー開発など、地元産食材の利用を促進します。	農務課 商工課
③地元農産物のPR	農業者や市民団体と連携を図り、各種イベントで地元農産物のPRを行います。	農務課
④学校給食における地元農産物の利用促進	地産地消の推進及び安全・安心な食材の提供のため、学校給食に地元農産物を積極的に取り入れていきます。	総務課
⑤デンパークにおける地元農産物の使用及び販売	デンパークにおいて、地元農産物の積極的な使用や加工品の販売を行います。 また、生産者と連携したマルシェなどを開催します。	農務課

イ 地元農産物を活用した商品開発などの推進

個別施策名	施策内容	担当課
①産・官・学が連携した農産物加工品開発の推進	大学などと協働して地元農産物を使用したレシピの開発を行い、各種イベントで利用を促進します。 また、開発したレシピは市役所食堂などの飲食店で提供し、消費の拡大を図ります。	農務課
②6次産業化の推進	J A 及び県普及課と連携を図り、先進事例の研究や農業者の取組支援を行い、6次産業化を推進します。	農務課

コラム： 食育メイトの活動～食生活を通した健康づくり～

食育メイトとは、「私たちの健康は、私たちの手で」をモットーに、食生活を通じた健康づくりに関するボランティア活動をしている「安城市食育健康づくりの会」の会員のことです。保健センターで実施している食育メイト養成講座を修了後、講座で学んだ知識などを地域で伝えています。栄養バランスのよい食事の大切さを伝えるために地域で調理実習を実施するなど、健康づくりの輪を広げています。



3 食育の推進

【施策方針】

- 農業と食のつながりや地域の食文化への理解促進、年齢や生活場面に応じた食育の普及・啓発を推進します。
- 食生活における環境への配慮に関する理解を促し、無駄や廃棄の少ない食事づくりなど、環境に配慮した食生活の実践に向けた取組を推進します。

【施策内容】

ア 普及・啓発活動の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①ライフステージなどに応じた活動の推進	関係機関、市民団体、事業者と連携を図り、ライフステージ（乳幼児期・少年青年期・壮年中年期・高齢期）や生活場面（家庭や地域、学校、職場など）に応じた切れ目ない食育活動を推進します。	農務課 保育課 健康推進課 総務課
②食育推進団体などの養成及び支援	食生活を中心とした健康づくりを進める食育メイトの養成や食育啓発のために講座やイベントを開催する市民団体の活動を支援します。	農務課 健康推進課
③若い世代への食育の啓発	地元農産物や農業と食のつながりを、動画やSNSなどを活用して発信することにより、若い世代への食育の啓発を図ります。	農務課
④安城の特質や三河地域の食文化の普及促進	日本デンマークと呼ばれた先進的な農業経営・ものづくり思想・歴史的文化資源や三河地域の郷土料理など、安城の特質や食文化に関する講座の実施や開催を支援します。	農務課 生涯学習課

イ 健全な食生活の実践

個別施策名	施策内容	担当課
①食生活の改善支援	食生活に関する相談や保健相談などを実施し、適切な量で、栄養バランスのとれた食事への改善を支援します。	健康推進課
②食に関する指導	児童、生徒に正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、栄養のバランスのとれた学校給食を活用した食に関する指導をしながら、栄養の知識や食の大切さを全小中学校で引き続き指導します。	総務課 学校教育課

ウ 環境に配慮した食生活の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①食品ロスの削減	食品の適量購入や調理・保存の工夫など家庭ができる取組などを市民に啓発します。 また、事業系食品ロス削減のため、事業者と連携した取組を推進します。	農務課 ごみゼロ推進課
②食品廃棄物の削減	家庭から排出される生ごみの減量や再資源化を普及促進します。 また、給食の調理で発生する食品残さのリサイクルを推進します。	ごみゼロ推進課 総務課

4 SDGsとの関わり

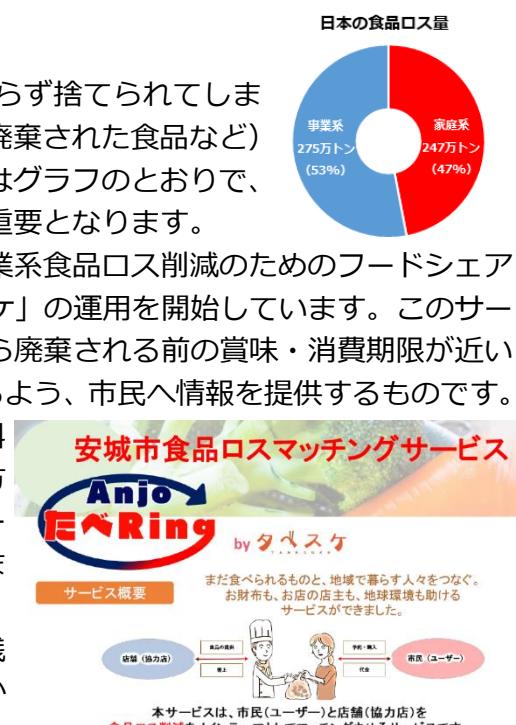
食料に関する施策と関連する、SDGsの主な目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
2 飢餓をゼロに	<p>2 – 1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>2 – 2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。</p>
12 つくる責任 つかう責任	<p>12 – 3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。</p> <p>12 – 5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>12 – 8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。</p>
17 パートナーシップで目標を達成しよう	17 – 17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

コラム：食品ロス削減のために

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまった食品（食べ残しや賞味期限切れのために廃棄された食品など）のことです。令和2年度の日本の食品ロス量はグラフのとおりで、削減のためには家庭・事業者いずれの取組も重要となります。

市では令和4年（2022年）4月から、事業系食品ロス削減のためのフードシェアリングサービス「Anjo たべ Ring by タベスケ」の運用を開始しています。このサービスは、市内の食料品販売店や飲食店などから廃棄される前の賞味・消費期限が近い「まだ食べられる食品」を、お得に購入できるよう、市民へ情報を提供するものです。市民は、スマートフォンやパソコンから、無料で登録・利用できます。消費者と事業者の双方に役立ち、環境問題の解決にも貢献できるサービスとして、今後の利用拡大が期待されています。また、家庭での食品ロス削減のためには、市民一人ひとりが、「食品を買い過ぎない」「残さず食べる」など、日々の生活でできることから取り組むことが重要です。



第

5 章 農業に関する施策



1 担い手の育成及び確保

【施策方針】

- 認定農業者の育成や法人化、円滑な経営継承などの支援により、地域農業の中心的な担い手を育成します。
- 新規の就農希望者に対する支援体制の充実を図り、次代を担う農業者を育成します。
- 女性の経営参画や定年帰農者の就農などを支援し、広く農業を支える多様な担い手を育成します。

【施策内容】

ア 地域の中核となる担い手の育成

個別施策名	施策内容	担当課
①認定農業者の育成	安城市地域担い手育成総合支援協議会と連携し、認定農業者制度の普及や地域農業の担い手として意欲のある認定農業者を育成します。	農務課
②法人化の推進や円滑な経営継承の推進	J Aや県普及課と連携し、農業経営の法人化や後継者就農、第三者継承に対する相談体制の充実を図り、経営の拡大や継承が円滑に行われるよう支援します。	農務課
③家族経営協定の推進	県普及課及び農業委員会と連携を図りながら、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を行えるよう、協定書の作成や目標の実践に向けての支援や助言を行い、家族経営協定を推進します。	農務課

イ 新規就農者の育成

個別施策名	施策内容	担当課
①就農相談の充実	J A及び県普及課、近隣市、その他農業団体と連携を図り、新規就農者の把握と就農に係る助言などを行います。	農務課
②認定新規就農者の育成	就農希望者や新規就農者に対し、認定新規就農者制度について情報提供を行います。 また、J A及び県普及課と連携を図り、対象となる者に対しては新規就農者育成総合対策の経営開始資金をはじめとする支援を行います。	農務課
③新規就農者の受入及び定着支援	J A及び県普及課と連携を図り、新規就農者が栽培技術を身につけるための研修先の確保などを支援します。 また、経営開始後も栽培技術や経営に関する知識の向上を支援します。	農務課

ウ 多様な担い手の育成

個別施策名	施策内容	担当課
①女性が能力を発揮できる環境づくりの推進	J A 及び県普及課と連携を図り、女性農業者の農業経営や地域社会への参画を一層推進するとともに、女性農業者が活躍しやすい環境づくりを支援します。	農務課
②多様な人材や主体の活用促進	J A 及び県普及課と連携を図り、広く農業を支える担い手として、定年帰農者の就農促進及び企業の農業参入や農福連携などに対する相談の実施を支援し、多様な担い手の活用を促進します。	農務課
③畠・樹園地の利用促進及び担い手の育成	「畠・樹園地利用促進制度」及び「畠・樹園地お見合いシステム」において、地域と協力し、貸手から提供を受けた農地の利用促進を図ります。 また、遊休農地の発生を防止するとともに、畠作物及び梨、いちじくなどの特産品を含む果樹生産の振興を図り、担い手の育成を支援します。	農務課

コラム：安城で生産されるブランド農産物

市内の農家や愛知県などが育成した新品種で、市内で生産されているブランド農産物を紹介します。

「甘ひびき」

市内の農家が極早生品種の梨
「愛甘水（あいかんすい）」をもとに開発した品種です。大玉で食感が良く、糖度が高いのが特徴です。水分も多く、甘みが口の隅々に響き渡るように広がります。

「あいみずき」

県が国と共同で13年の歳月をかけて開発した品種「瑞月」のうち、一定の品質基準を満たしたもののが「あいみずき」と呼ばれます。際立つ甘さと果汁たっぷりのみずみずしくシャリッとした食感が特徴です。本格的な出荷は、令和7年（2025年）頃から始まる予定です。

「愛ひとつぶ」

県が開発した水稻品種「なつきらり」のうち、一定の品質基準を満たしたものを「愛ひとつぶ」のブランド名で販売しています。猛暑の年でも見た目が美しく、上品な甘みともちりとした食感が特徴です。

2 農地の確保など

【施策方針】

- 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法などの関係法令に基づき、優良農地の保全及び農業的土地利用と都市的土地区画整理事業との調和を図ります。
- ほ場の再整備や農業用水路の改修、適切な維持管理、矢作川水源地域の水源かん養林の保全により、良好な農業生産基盤を整備します。
- 地域農業の将来を見据えた、担い手への農地の集積・集約を促進します。

【施策内容】

ア 農業生産基盤整備の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①ほ場の大型化	安城土地改良区及び受益者と連携を図りながら、経営体育成基盤整備事業によるけい畔除去などの再ほ場整備により、区画の拡大及び農地の利用集積の推進を図ります。	農務課
②優良農地の保全	農業振興地域整備計画に基づき、計画的かつ長期的に優良農地を保全するとともに、調和のとれた土地利用・農村整備の推進を図ります。 また、農業委員会と市が連携し、農地の適正管理の調査・指導に取り組みます。	農務課
③農地をたん水から守るための排水機の維持管理	鹿乗川排水機場、東端排水機場の適正な維持管理を行うことにより、農地のたん水被害の軽減を図ります。	農務課
④水源かん養林の保全	明治用水土地改良区が所有する矢作川水源地域の山林に対し、森林法に定める森林計画に基づき実施する水源かん養造林事業を支援し、水源林などの保全に努めます。	農務課
⑤農業用水路の耐震化及び保全	大規模地震や豪雨の発生に備え、耐震性を有していない基幹的農業用水路の耐震化を推進するとともに、農業用施設の予防保全に努め、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。	農務課

イ 農地の利用集積の促進

個別施策名	施策内容	担当課
①納税猶予地の利用権設定の促進	市街化調整区域の納税猶予農地は貸付けを行った場合でも、相続税の納税猶予制度が適用されます。 この制度を納税猶予適用農地の所有者に周知し、納税猶予農地の利用権設定を促進します。	農務課
②農地利用集積の促進	J A 及び農用地利用改善組合と連携を図り、農地中間管理事業による農地の利用権設定など、農地の利用集積の促進を図ります。	農務課
③地域計画の推進	農用地利用改善組合や農業委員会とともに、地域農業の将来の在り方などを地域での話し合いを通じて検討し、地域計画を策定します。 また、地域計画の実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農や経営継承などへの支援による担い手の確保・育成を図ります。	農務課

3 生産の振興

【施策方針】

- ブロックローテーションによる米・小麦・大豆などの団地化を推進し、計画的な生産と水田の高度利用を図ります。
- 品目別の生産振興を踏まえ、新品種の普及促進、品質の向上、産地の維持拡大を図ります。
- デジタル技術や工業分野が有する技術の農業分野で活用により、生産性の向上や安城農業の課題解決に取り組みます。

【施策内容】

ア 産地活性化の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①農地の高度利用の促進	主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付けに転換を促進し、水田面積の維持を図るために水田フル活用ビジョンを策定します。 米・小麦・大豆などの品目別の団地化をブロックローテーションにより進め、水田を高度利用するとともに、高収益な品目を検討し、有効な品目の導入を図ります。	農務課
②作物の新品種・技術の普及促進	JJA及び県普及課と連携を図り、水稻「愛知123号(なつきらり)」や「愛知135号」、小麦「ゆめあかり」などの地域適応性を確認し、有効品種の普及を促進します。 また、特産果樹である梨の「甘ひびき」や「愛知梨3号(瑞月)」の普及について支援を行います。	農務課
③廃園農家の園地などの継承支援	JJAと連携を図り、廃園予定の農家と新規就農者のマッチングや第三者継承を支援し、後継者の確保を行います。	農務課
④特産果樹に係る生産の振興	特産果樹である梨、いちじくの産地を維持するため、新規栽培の開始や経営の改善について支援します。	農務課

イ 新しい技術やアイデアを活用した生産の振興

個別施策名	施策内容	担当課
①スマート農業の推進	JJAや県普及課と連携を図り、生産性や収益性を踏まえて最新技術の導入に取り組む農業者を支援します。	農務課
②農業イノベーションの創出促進	製造業をはじめとした地元企業の持つ高い技術力の農業分野での活用やスタートアップ企業との連携などによるイノベーションの創出について検討します。 また、県種鶏場の移転に伴う跡地の活用について、JJA及び県、関係機関と協議し、安城農業の課題解決や活性化につながる方策を検討します。	農務課

ウ 品目別の生産振興

ＪＡ及び県普及課と連携し、品目別の生産振興に努めています。

① 米（稻）

コシヒカリ及びあいちのかおりなどを組み合わせた品種の団地化や基本技術の徹底により生産の安定を図ります。愛知県ブランド米「愛ひとつぶ」（なつきらり）の導入など、多様化する消費者ニーズに対応した米作りを進めます。

病害虫抵抗性品種・肥効調節型肥料・箱施薬の定着による肥料・農薬施用量の低減を推進します。

さらに、農用地利用改善組合を中心として農地の利用集積、品種の適正比率による作付を進め、機械・施設の利用効率を高めるとともに、直播栽培による低コスト技術を推進し、生産性の高い米の主産地としての地位を確立します。

また、高温障害による品質低下及び作期分散への対策として水稻高温耐性新品種「愛知135号」の試験栽培を継続実施します。

② 麦

農地の利用調整により団地化を維持し、担い手への集積によって、機械化による作業の効率化や排水対策の徹底により、生産の安定を図ります。

愛知県で育成された製麺適性に優れた多収品種「きぬあかり」の生産量の増大を図るとともに、パン・中華麺適性品種「ゆめあかり」の生産の安定を進めます。

③ 大豆

水田農業の基幹作物の1つとして位置づけ、農地の高度利用を進めるため麦大豆二毛作の普及定着を図ります。排水対策の徹底・適期播種・かん水・病害虫防除・施肥改善などに取り組み、単収向上と作柄の安定化を図ります。

④ 採種

県内でも最大の産地であり、種子更新率の向上に伴い採種ほ場は拡大の方向にあります。米・麦・大豆の優良種子を生産するため、採種ほ場の団地化を推進するとともに生産者の栽培技術向上を図り、生産の安定に努めます。

⑤ 野菜

【キュウリ】

国が定める野菜指定産地として、ＪＡを通じて集出荷しています。共選・共販をさらに強化するとともに、耐病性、収量性の面からの品種の選択による収量の向上などを進め、より一層の産地化を推進します。

【イチゴ】

都市近郊型農業として位置づけています。収穫、出荷の労働が過重なため、積極的な新品種や新技術の導入により、生産の安定的拡大を図ります。

【チンゲン菜】

県下第一の生産量を有し、各生産者の大規模な施設栽培により、年間を通じ出荷しています。耐暑性品種の選択、予保冷施設の有効活用により一層の産地化を推進します。

【その他の施設野菜】

キュウリ、イチゴの他にトマト、ナス、各種野菜苗などがあります。これらの野菜については、今後も特産物として拡大するよう努めます。

【露地野菜】

栽培地域は、矢作川沿岸の沖積層地帯を中心に多様な品目を栽培しています。有機物の施用による土づくりの推進、作目の組合せによる輪作の確立や産直への出荷として少量多品目生産を研究し、土地の有効利用、生産の拡大と高品質化を図ります。

⑥ 花き

【切花】

キクが主体で栽培されています。キクは、東京・名古屋などへグループや個人で出荷され、年2・3作体系が主体となっています。

今後、優良種苗の導入、土づくりや効果的な施肥体系の確立により生産の安定と高品質化を図ります。

【鉢物】

鉢花、観葉植物及び洋ランをはじめ、和物や花壇苗など多様な品目が栽培されています。

鉢花では、シクラメン、ガーベラ、ミニバラ及び花木類の栽培が多く、生産の効率化が図られています。

観葉植物では、ドラセナ、アンスリウム、クロトンなど大型のものから、ポトス、ペペロニアなど小型のポットものまで幅広く生産され、多様な市場のニーズに応えられる産地となっています。

花壇苗は、都市近郊農業地帯として市場や消費地に近い有利性を活かし安定的な生産販売を行っています。

洋ランは、ファレノプシス、シンビジウムの栽培が多く、とともに山上げなどによる開花調節による有利な販売が行われています。

今後は、省エネルギー対策をはじめとする生産コストの低減と品質向上、無人防除・鉢上げ・鉢移動の省力化などによる作業効率化、品目と作付けの効率的な組合せにより経営の改善を図ります。また、オリジナル品種の育成や商品開発などを推進します。

⑦ 果樹

【梨】

日本デンマークと呼ばれた時代から梨の産地であり、主要な品種は、愛甘水・甘ひびき・幸水・豊水・あきづき・新高の6品種です。1戸当たりの平均栽培面積は約35aで散在園が多く、栽培者の高齢化も進んでいますが、新品種甘ひびきの拡大を含め今後も振興を図っていきます。さらに、老木の改植及び整枝技術の改善、有機物による土づくりを行うことにより、高糖度果実の生産、品質の向上、省力化及び収量の安定を一層推進します。生産量を維持するためのシステム作り、ブランド力の強化などにより産地の活性化を図ります。

【いちじく】

農家のほとんどが複合経営で大半が高齢者及び女性となっています。今後は、市の特産としてさらに振興を図るため、いちじくスクールによる新規栽培者の開拓と、パッキングセンター利用による作業改善を図り、農家を確保・育成します。また、排水条件の改善や適正施肥の推進、PRの強化、高品質の保持により、ブランドの確立と美味しい甘い、いちじくづくりを一層推進していきます。

⑧ 畜産

【肉用牛】

特色ある産地形成のため、安城和牛の銘柄化を維持する必要があります。素牛の導入については、県内外から優秀な子牛を導入し、適正な肥育管理を行い良質な肉用牛の生産を進めます。また、施設・機械などの整備、飼育管理の改善により振興を図ります。

【豚】

飼育環境の整備、技術の向上、作業体系の改善及び省力化を進め、繁殖性が高く肉質の良い豚を確保し、生産基盤の充実を図ります。

【環境保全】

家畜糞尿処理を適正に行い、生産された堆肥を耕種農家の土づくりに活用しています。防疫対策は国、県と連携を図り、迅速な初動対応が取れるよう体制を整備していきます。

4 環境保全型農業の推進

【施策方針】

- せん定枝や家畜排せつ物などのリサイクル、農地から河川への汚泥流出の抑制などにより、環境と調和した農業を推進します。
- 温室効果ガスの削減に寄与する栽培方法や新しい技術の普及促進、調査研究により、農業分野においても脱炭素に向けた取組を推進します。

【施策内容】

ア 環境と調和した持続可能な農業の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①農薬・化学肥料の使用量の低減	JJAや県普及課と連携を図り、フェロモン剤を利用した病害虫の発生予察に基づく防除や土壌診断に基づく施肥などにより、農薬・化学肥料の使用量の低減を推進します。 また、畜産農家などが生産する有機肥料を利用した土づくりに取り組む農業者を支援し、資源循環型農業を推進します。	農務課
②環境に配慮した水稻直播の推進	温室効果ガス（メタン）発生の低減や農作業の効率化に寄与する乾田直播栽培の更なる普及を促進します。 また、乾田直播栽培を行う場での鎮圧ローラーなどを利用した整地や代かき後の塩化カリ散布を推進し、河川などへの汚泥の流出を抑制します。	農務課
③せん定枝リサイクルの推進	せん定枝を破碎・発酵処理し、たい肥として農地に還元することで、焼却ごみの減量化と環境にやさしい土づくりを目指します。 また、果樹栽培農家や造園業者などの関係者及び市民と連携を図り、取組を推進します。	ごみゼロ 推進課
④廃プラスチックの排出抑制	農業生産における廃プラスチックの排出抑制及び農作業の効率化を推進するため、生分解性マルチフィルムの利用を促進します。	農務課

5 農業経営の安定

【施策方針】

- 農業機械や施設の導入、販路の拡大など、経営の改善や所得の向上に取り組む農業経営体を支援します。
- 関係機関と連携した支援により、農産物の価格変動や生産資材価格の高騰などが農業経営に及ぼす影響の緩和を図ります。

【施策内容】

ア 農業経営体の育成及び支援

個別施策名	施策内容	担当課
①農業経営体への支援	魅力ある地域農業の発展を推進するため、「食料・農業・交流推進事業」により、農用地利用改善組合、JA及び同生産部会の実施する事業を支援します。	農務課
	大規模開発により耕作地を失う農業経営体に対し、経営の安定を図るための支援を検討します。	農務課
	経営の改善や安定化に必要な借入資金に対する利子補給を行います。 また、JA及び県普及課と連携を図り、農業制度資金の活用や機械・施設導入、生産資材の価格高騰対策のための支援を検討します。	農務課
②経営所得安定対策の推進	J Aと連携を図り、農作物価格安定制度や経営所得安定対策などを活用し、担い手農家の経営の安定化を図ります。 また、米・麦・大豆などの生産拡大や品質向上を促進します。	農務課
③研修会などの開催	J A及び県普及課と連携を図り、認定農業者や認定新規就農者などを対象とした研修会を開催し、農業技術・経営管理能力の向上、経営の改善を支援します。	農務課
④地元農産物のブランド化及び販路拡大	地元農産物のブランド化や販路拡大のための調査研究、消費者ニーズを踏まえた販売戦略の検討などを公民連携により行い、農業者の所得向上・経営改善を支援します。	農務課

コラム：農業の多面的機能を活用した災害対策「水田貯留」

農地や農業用施設は、食料を供給する機能以外に、洪水の防止や自然環境の保全、良好な景観の形成、癒しや安らぎの場の提供など、多面にわたる機能を持っています。

市では、水田が持っている水を貯める機能を利用して洪水被害を軽減する、水田貯留に取り組んでいます。水田貯留には、たくさんの水田で同時に雨水を貯める「水路流量調整方式」と、ひとつひとつの水田で雨水を貯める「排水マス流量調整方式」がありますが、どちらの方式も、降雨時に普段よりもう少しだけ余分に雨水を貯めることができます。

令和4年（2022年）現在、水田貯留を実施している水田は約50haで、25mプール20杯程の雨水を貯める能力があり、下流の市街地での洪水被害を軽減する役割を果たしています。今後も水田の所有者や耕作者の協力を得ながら、実施面積を拡大していきます。

6 農村の総合的な振興

【施策方針】

- 魅力ある自然環境や生活環境を守るために、農地などが持つ多面的機能の維持・発揮に取り組みます。
- 農業者だけでなく、周辺地域の住民も一体となった、農地などの保全活動を支援します。
- 農業集落の生活環境改善や緑道の維持管理などにより、農村環境の整備を進めます。

【施策内容】

ア 地域の特性を生かした農村環境の整備

個別施策名	施策内容	担当課
①農地などが持つ多面的機能を保全する活動への支援	農地や農業用施設が有する多面的機能が十分に発揮されることは、生物多様性の保全や良好な景観形成など、魅力ある自然環境、生活環境づくりに寄与します。将来に渡り多面的機能が十分に発揮されるよう、農地などの保全活動を行う地元組織の活動を支援します。	農務課
②市民農園の開設支援	都市農地や効率的な耕作が困難な地域などの有効利用策として、市民農園での活用を促し、開設の支援を行います。	農務課
③緑道などの維持管理	明治用水などの水路敷上部の有効利用と緑道の維持管理を進めます。	公園緑地課
④市街化調整区域の環境保全・改善	優れた田園地帯を構成する集団的優良農地を極力保全し、農業先進地としての市の農業を支える農業集落の生活環境整備を進めます。	農務課 維持管理課 土木課 都市計画課
⑤農地を活用した災害対策の推進	水田の持つ貯水機能を活用するため、所有者や耕作者の協力を得ながら水田貯留を推進し、市街地での洪水被害の軽減を図ります。	土木課



農地には災害からまちを
守る役割もあるんだ！



水路流量調整方式を実施している水田。水田の面積は広いため、数cm余分に水を貯めるだけでも、大きな効果があります。

7 農業団体などへの支援

【施策方針】

- 地域農業の持続的な発展のために、集落全体で農地の利用調整や地域住民との交流を図る農業団体の活動を支援します。
- 農業者や農業団体が連携し、設備の集積・集約、生産技術の向上を図る取組を支援します。

【施策内容】

ア 農業団体などへの支援

個別施策名	施策内容	担当課
①集出荷体制整備の支援	J A と連携を図りながら、国の強い農業づくり交付金などを活用し、先端技術の導入による集出荷体制の整備への支援を行います。 また、出荷時に得られた農産物の情報を生産者の技術改善に生かします。	農務課
②農用地利用改善組合の活動支援	J A と連携を図りながら、集落全体で農地の利用効率化に係る調整や市民との交流など、地域の農に関する活動を行う農用地利用改善組合を支援します。	農務課
③生産部会の支援	農業者の生産技術の向上及び生産量の拡大を図るために、J A に属する生産部会が行う技術研究などの事業を支援します。	農務課
④土地改良団体などの支援	農業生産の基盤である農地や水利、土地改良施設をはじめとする地域資源を保全し、農業の持続的な発展に貢献している土地改良区などの事業を支援します。	農務課

コラム：農業の持続的な発展と食料安全保障

日本の食料自給率は低下傾向にありますが、世界的には人口増加による食料不足、政情不安による禁輸措置など不安定な要素が多く、将来にわたって確実に輸入を続けられる保障はありません。食料が国内で安定的に生産されることは、不測の事態に私たちの生活を守るためにも、大切なこととなります。

日本の農業においては、人口減少による市場の縮小、輸入農産物との価格競争の激化、生産資材の価格高騰などが経営に大きな影響を与えており、農業が持続的な発展を続けることは、農業者の努力だけでは難しくなりつつあります。

農業者は生産の効率化や経費削減など、さまざまな経営努力を行い、消費者は農業への理解を深め、地産地消の推進などにより農業を支える。農業者と消費者が力を合わせ、農業の持続的な発展に取り組むことが大切となります。

8 SDGsとの関わり

農業に関する施策と関連する、SDGsの主な目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
2 飢餓をゼロに	<p>2 – 1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>2 – 4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。</p>
8 働きがいも経済成長も	<p>8 – 3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p>
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	<p>9 – 4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
11 住み続けられるまちづくりを	<p>11 – a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>
13 気候変動に具体的な対策を	<p>13 – 1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。</p>
17 パートナーシップで目標を達成しよう	<p>17 – 17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

第

6 章 交流に関する施策



1 交流の推進

【施策方針】

- 市民の農産物や農業に対する理解を深めるため、旬な地元農産物や調理レシピ、給食での使用など、安城農業に関する情報を積極的に発信します。
- 学校や保育所での農業学習や農業体験を通して、子どもたちの農業への理解・ふれあいを促進します。
- 農業体験や各種イベントを通して、市民と農業者、市民同士などの交流を促進します。

【施策内容】

ア 農業への理解の促進

個別施策名	施策内容	担当課
①安城農業の魅力発信	旬な地元農産物や調理レシピなどの情報を発信します。また、SNSの活用をはじめとした情報発信や生産者の思いを伝える情報内容などを検討し、効果的に情報を発信するとともに、農産物や農業に対する適切な理解の醸成に努めます。	農務課
②学校給食における地元農産物使用情報の発信	毎月の献立表に、給食に取り入れた地元農産物の情報を掲載します。また、ウェブサイトを利用した情報の発信を行います。	総務課 学校教育課
③企画展などの実施	日本デンマーク継承のための企画展などを市の歴史博物館で随時開催します。	文化振興課
④学校での農業学習の推進	小中学校において、農業や特産品、農業の礎を築いた偉人について引き続き学習を行います。また、学校において児童生徒が農業に関する学習を行えるよう、JAをはじめとする関係機関と連携して支援を行います。	農務課 学校教育課

イ ふれあいと交流の促進

個別施策名	施策内容	担当課
①交流機会の創出	農業者や市民団体が実施する農業体験講座の開催などを支援し、農業者と市民、市民同士などの交流の場を創出します。	農務課
②農のある暮らしの普及促進	アグリライフ支援センターにおいて、野菜作り講座や植付・収穫体験などを開催することにより、家庭菜園などで日常的に農を楽しむ人づくりを進めます。	農務課
③学校・保育所での農業体験の推進	小中学校や保育園・こども園において、保護者や地域の方々を招き、野菜作りやバケツ稲作りなどの農業体験活動を行います。	保育課 学校教育課

2 広域的な交流

【施策方針】

- デンパークの活用やふれあい田んぼアートの開催支援により、広域的な交流の促進や日本デンマークと呼ばれた安城をPRします。
- 食と農に関する資源と観光資源を活用することで、安城農業の活性化を図ります。

【施策内容】

ア 広域的な交流の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①デンパークを活用した交流の促進	市民の憩いの場であるとともに、本市を代表する観光施設として、花とみどりのある暮らしの提案、農業振興や地域連携など、デンパークの持つ多様な魅力を活かした取組を通じて、広域的な交流の促進を図ります。	農務課
②ふれあい田んぼアートの支援	日本デンマークと呼ばれた安城のPRと広域的な交流を目的とし、地元農業者などが行うふれあい田んぼアートの開催を支援します。	農務課
③農業と観光をつなぐ交流拠点の創出	安城農業の活性化を図るため、公民連携により、食と農に関する資源を活用し、農業と観光をつなぐ新たな交流拠点の創出を推進します。	農務課

コラム：ふれあい田んぼアート

田んぼをキャンバスに見立て、色とりどりの稲で巨大な絵を描く田んぼアート。平成19年(2007年)から、地元農業者などからなる実行委員会が事業に取り組んでいます。

観光スポットとしてはもちろんのこと、田植えや稲刈りなど、農業者と消費者が一緒に楽しめる活動を通して交流し、顔の見える心の通った、食と農の信頼関係を築くことなどを目的として事業を展開しています。



3 交流推進施設

交流に関する施策を推進する施設として、アグリライフ支援センターとデンパークにおける取組、農業と観光をつなぐ交流拠点の創出に向けた構想を示します。

(1) アグリライフ支援センター

アグリライフ支援センターは、市民一人ひとりが農を身近に感じ農を楽しむ、農のある暮らしの実現のために、平成 21 年（2009 年）8 月に開設しました。

【運営方針】

農作物の栽培講座や農作業体験などを実施し、農を支える人材の育成や農とのふれあいの促進を図ります。また、市民の食と農への理解の促進や健康づくり・生きがいづくりを推進します。

【主な取組】

◎野菜づくり入門コース

一人ひとりに割り当てられた、約 30 m²の畑で、4 カ月程かけて実際に野菜を作り、基本的な農作業を実践形式で学びます。また、農作業の実践だけではなく、病気や害虫に対する防除・対処方法などを学ぶ座学や農業関連施設の見学なども行います。

◎一坪農園

「坪」は広さの単位で、1 坪は約 3.3 m²、畳 2 畳ほどの広さです。縦 1 m、横 3 mほどに区切った畑で実際に野菜を作ります。6 回程度の講座で、野菜づくりの未経験者や子ども連れの参加者も多い講座です。



(2) 安城産業文化公園デンパーク

デンパークは、「都市と農村との交流の場及び、憩いと安らぎの場を市民に提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与する」ことを目的として、平成9年(1997年)4月29日にオープンし、令和4年(2022年)で25周年を迎えました。

【運営方針】

これまでに多くの方々に来園いただき、現在は市民の憩いの場としてだけではなく、本市の貴重な観光資源として定着しています。今後は、さらに質の高いサービスの提供により、来園者の満足度を高めるとともに、本市が取り組む「SDGs」「脱炭素」「公民連携」などの実現に向けた有効な場として、様々な事業を実施しながら、魅力的な運営や交流を図ります。

【主な取組】

取組名	内容
憩いと安らぎの場の提供	主要施設、エリアを最大限に活用した憩いと安らぎの場の提供
都市農業と地場産業の振興	都市と農村との交流や、農業を始めとする地場産業の振興
花とみどりの公園としての情報発信	植物情報の提供と花とみどりのある暮らしの提案
交流機会の提供	来園者やイベント参加者などへの交流機会の提供
市が取り組む施策の実現の場の提供	市が取り組む「SDGs」「脱炭素」「公民連携」などの実現に向けた事業の場
魅力あふれる施設の整備	来園者の満足度を継続する施設の整備
安全・安心のための施設の整備	安全で安心して楽しむための施設の整備



(3) 農業と観光をつなぐ交流拠点（安城農業活性化のための観光開発計画）

年間 50 万人を超える来園者のあるデンパークは、本市の貴重な観光資源です。デンパーク来園者をはじめとした多くの人に農業の魅力発信や農業へのふれあい・理解促進を行い、交流を促進することで安城農業の活性化を図るため、農業と観光をつなぐ交流拠点の創出を推進します。また、交流拠点を訪れた人にデンパークへの来園を誘導することで、デンパークのさらなる活用を図ります。

【交流拠点の機能】

交流拠点は、次に示す 4 つの機能全てを有するものとします。

- ・地元農産物や農業の魅力を発信する機能
- ・農業へのふれあい・理解を促進する機能
- ・農業経営を支援する機能
- ・デンパークとの相互利用を促進する機能

【創出候補区域】

3 つの視点から、下図に示す 2 区域を交流拠点創出の候補区域とします。

- ・観光資源の活用➡デンパーク及び公共交通機関からのアクセス性
 - ・両施設の相互利用誘導➡デンパークと交流拠点の距離
 - ・都市と農村の交流➡フラワーロード（※）の沿線
- ※ JR 安城駅周辺の市街地とデンパークを結ぶ市道の愛称

【創出候補区域】



【創出候補区域】

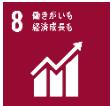


【その他】

交流拠点の創出においては、市民、農業者、事業者などによる自発的な交流の促進及び自立的な農業の活性化が図られるよう、民間活力を活用します。

4 SDGsとの関わり

交流に関する施策と関連する、SDGsの主な目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
8 働きがいも経済成長も 	8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
11 住み続けられるまちづくりを 	11-a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
12 つくる責任つかう責任 	12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

コラム：安城オリジナルのメニュー・商品開発による農産物の魅力発信

「安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例」をPRし、地産地消を推進するため、市内のバーの監修のもと、地元農産物を使ったオリジナルカクテル3種を開発しました。オリジナルカクテルは、一部の市内のバーや飲食店で提供しており、今後より多くの店舗で提供していただけるようPRを継続します。

「熟～いちじくのしづく」

安城市産のイチジクのピューレにオレンジジュースなどの酸味をかけ合わせて、イチジクの濃厚な甘さを引き立てたカクテル

「爽～なしのしづく」

安城市産の梨のピューレにリンゴ酢や緑茶を合わせ、梨本来の繊細な甘さを活かした爽やかなカクテル

「ANTONIC（アントニック）」

安城市産のイチジク・梨・キュウリ・チングンサイをウォッカに漬け込んだベース酒「AN（アン）」をトニックウォーターで割り、スライスレモンを加えた甘さと苦さのバランスが絶妙なカクテル



第

7 章

計画の達成に向けて



1 計画の推進体制

- 計画の推進には、市はもとより、市民、農業者、農業団体、事業者が市の実施する施策に参画、協力するとともに、相互に連携することが必要となります。市は、各主体及び国、県その他の機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

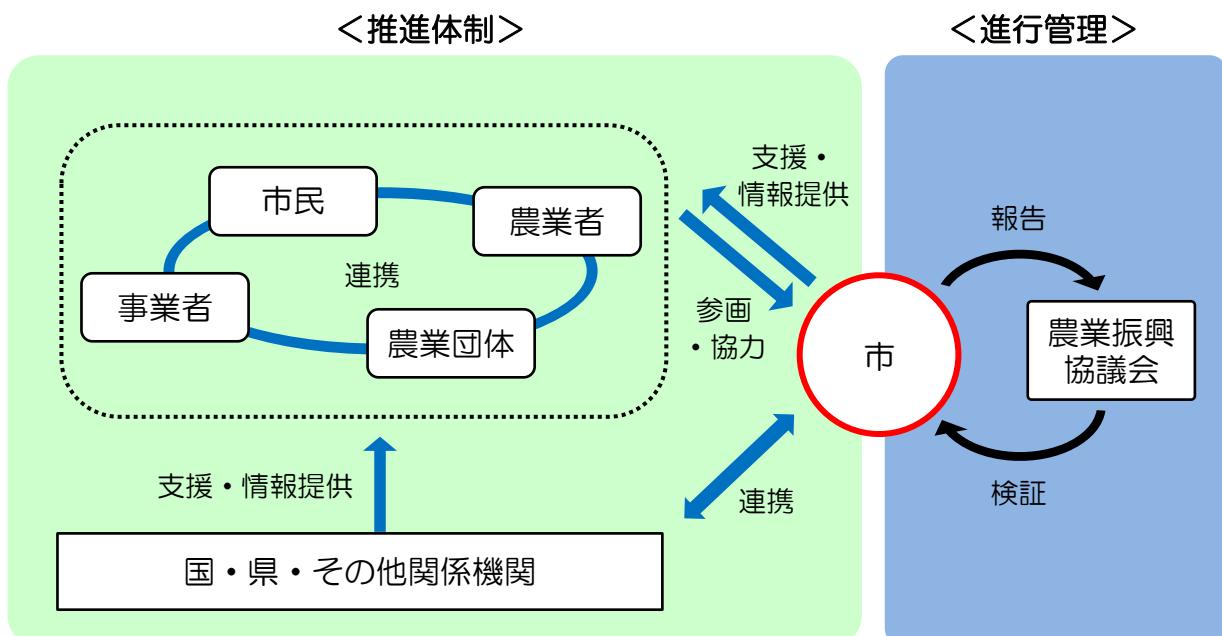
2 計画の進行管理

(1) 総合指標と個別指標の設定

- 計画の実現度合いを測る指標として、2つの総合指標を定めます。また、食料・農業・交流それぞれの施策の実施状況を把握するため、14の個別指標を定めます。
- この2つの指標により進捗状況を把握し、計画の進行管理を行います。

(2) 農業振興協議会での評価

- 計画の進行管理・評価を定期的に実施する場として、毎年度、農業振興協議会において進捗状況の報告・検証を行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。



3 総合指標と個別指標の一覧

◎総合指標

指標名	内容	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
食料自給率	国の食料自給率に係るデータを参考に、市内の農業産出額（推計）により算出した、市独自の生産額ベースの食料自給率です。	31.0% (※)	36%
食育に関心がある人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「食育に関心がある」と回答した割合です。	85.3%	90% 以上

※食料自給率の現状値は、2020 年度の値。食育に関心がある人の割合の現状値は 2022 年度の値

◎食料に関する施策の個別指標

指標名	内容	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)	関連項目
地元農産物が安全だと感じる人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「地元農産物が安全だと感じる」と回答した割合です。	86.5%	90% 以上	食料の安全性の確保など
地元農産物を意識して購入する人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「愛知県産や安城市産を意識して購入している」と回答した割合です。	31.0%	50% 以上	食育の推進
郷土料理の認知度	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「安城市的郷土料理として思い浮かぶものがある」と回答した割合です。	44.4%	50% 以上	食育の推進
食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組んでいる人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組んでいる」と回答した割合です。	85.9%	90% 以上	食育の推進

〈食料自給率の算出方法〉

本計画の食料自給率は、国の食料自給率に係る算出方法やデータを参考に、以下の計算式により、安城市における生産額ベースの食料自給率を算出しています。

$$\text{安城市食料自給率 } (\%) = \frac{\text{安城市的農業産出額 } (\text{円})}{\text{安城市的食料の市内消費仕向額 } (\text{円})} \cdots B$$

$$\cdots A$$

※ A の「国内消費仕向額」とは、1 年間に国内で消費に回された食料の生産額のことです。「安城市的食料の市内消費仕向額」(令和 2 年度 : 232.6 億円) は、「全国の食料の国内消費仕向額」(同 : 15 兆 4,308 億円) を市と国の人口比で按分して算出しています。

B の「安城市的農業算出額」(令和 2 年度 : 72 億円) は、農林水産省から毎年次、推計結果として公表されています。

◎農業に関する施策の個別指標

指標名	内容	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)	関連項目
認定新規就農者の新規認定者数	新たに農業を始める方で、「青年等就農計画」を市に提出し、その計画について認定を受けた者（認定新規就農者）の累計です。	5年間で8人（※）	5年間で16人	担い手の育成及び確保
認定農業者の新規認定者数	意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を市に提出し、その計画について認定を受けた者（認定農業者）の累計です。	5年間で5人（※）	5年間で14人	担い手の育成及び確保
楽しみ農業者や小規模農業者育成講座の受講人数	アグリライフ支援センター野菜づくり入門コース、JAあいち中央産直就農塾・いちじくスクールの受講人数です。	86人	110人	担い手の育成及び確保
農地利用集積率	「農地利用集積円滑化事業」及び「畠・樹園地利用促進制度」による利用権設定、農地中間管理事業による賃借権などの設定により認定農業者などに貸し付けられた農地面積の割合です。	64.5%	71%	農地の確保など
経営体育成基盤整備事業の進捗率	農地の区画拡大、用水のパイプライン化など、良好な営農条件を備えるために実施される整備事業の進捗率です。	23.2%	100%	農地の確保など
水稻の直播栽培面積	V溝直播により作付けされた水稻の栽培面積	903ha	1,000ha	環境保全型農業の推進
農業経営体の支援件数	農業経営の改善や安定化に必要な制度資金の利用件数や農業機械などの導入のため農業経営体に対し行った支援件数の累計です。	5年間で46件（※）	5年間で50件	農業経営の安定
多面的機能を保全する活動への参加人数	農地などの多面的機能を維持・保全するために地元組織が行う活動の参加人数です。	45,837人	50,000人	農村の総合的な振興

※認定新規就農者、認定農業者の新規認定者数及び農業経営体の支援件数の現状値は、2017年～2021年の5年間の値

◎交流に関する施策の個別指標

指標名	内容	現状値 (※)	目標値 (2027年度)	関連項目
農業体験講座などの参加人数	アグリライフ支援センターや市民団体が実施する講座などの参加人数です。	898人	1,400人	交流の推進
デンパーク来園者の満足度	デンパーク来園者アンケートにおいて、「満足している、やや満足している」と回答した割合。	83.4%	90%以上	広域的な交流

※農業体験講座などの参加人数の現状値は2021年度の値。デンパーク来園者の満足度の現状値は、2022年度の値

第3次安城市食料・農業・交流基本計画

作成：安城市 産業環境部 農務課

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所

TEL 0566-71-2233 (直通)

FAX 0566-76-1112